

久喜市家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器の購入者等に対し、予算の範囲内において久喜市家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「生ごみ処理容器」とは、コンポスト容器、EM処理容器及び機械式生ごみ処理機をいう。

2 この告示において、「コンポスト容器」とは、土中の微生物等の働きを利用して生ごみを分解又は発酵させることにより当該生ごみを減量し、堆肥化する容器をいう。

3 この告示において、「EM処理容器」とは、有用微生物群の働きを利用して生ごみを分解又は発酵させることにより当該生ごみを減量し、堆肥化する容器をいう。

4 この告示において、「機械式生ごみ処理機」とは、電気等を用いて生ごみを乾燥又は分解させることにより当該生ごみを減量し、堆肥化する機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 生ごみ処理容器の購入費
- (2) 機械式生ごみ処理機の借上料

2 前項第2号に規定する補助対象経費については、第6条第1項に規定する申請書の提出があった日の属する会計年度内に要した経費とする。

(コンポスト容器及びEM処理容器の購入費に係る補助金の額等)

第5条 コンポスト容器及びEM処理容器の購入費に係る補助金の額は、別表第1のとおりとし、補助金の交付は、補助対象経費の項目ごとに1世帯につき1回を限度とする。ただし、1回の交付申請において1台分の補助金の交付を受けた場合に限り、当該補助金の交付に加え、更に1台分の補助金の交付を受けることができる。

2 前項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

3 コンポスト容器及びEM処理容器の購入費に係る補助金の交付を受けた者は、当該購入したコンポスト容器及びEM処理容器に係る補助金の額の確定した日(第1項ただし書の規定により合計2台分の補助金の交付を受けた場合は、それぞれ補助金の額の確定した日)の属する会計年度の終了後4年間は、同一の補助対象経費に係る補助金の交付を受けることができない。

(機械式生ごみ処理機の購入費及び借上料に係る補助金の額等)

第6条 機械式生ごみ処理機の購入費及び借上料に係る補助金の額は、別表第2のとおりとし、補助金の交付は、1世帯につき1回を限度とする。

2 前項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

3 機械式生ごみ処理機の購入費に係る補助金の交付を受けた者は、当該補助金の額の確定した日の属する会計年度の終了後4年間は、当該補助金の交付を受けることができない。ただし、機械式生ごみ処理機の借上料に係る補助金の交付を受けた者は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。

2 前項の申請書には、規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に関する書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 生ごみ処理容器に係る見積書又は契約書の写し
- (2) 生ごみ処理容器の種類がわかる仕様書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

(交付の条件)

第8条 規則第8条第2項の規定による補助金の交付を決定する場合の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自己の責任において生ごみ処理容器を設置し、適切な管理及び使用をすること。
- (2) 生ごみ処理容器を他人に譲渡又は売却しないこと。

(交付決定等)

第9条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

2 規則第9条第2項の規定による通知は、家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 規則第11条第1項の申請書の様式は、家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第4号)のとおりとする。

2 市長は、規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金交付決定変更・取消

通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の報告書の様式は、家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金実績報告書（様式第6号）のとおりとする。

2 前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 補助対象経費に係る領収書の写し
- （2） 生ごみ処理容器を設置した状態が確認できる写真
- （3） その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日とする。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による通知は、家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助対象者は、前条に規定する通知を受けたときは、家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金請求書（様式第8号）により市長に補助金の請求をするものとする。

（書類等の保管）

第14条 規則第20条の規定により整備した書類及び帳簿等は、補助金の額の確定した日の属する会計年度の終了後4年間保管しておかなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱等を廃止する訓令（令和5年久喜宮代衛生組合訓令第2号）により廃止された廃止前の久喜宮代衛生組合生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（平成8年久喜宮代衛生組合訓令第3号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
コンポスト容器の購入費（2台まで）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1台につき2,500円を限度とする。
EM処理容器の購入費（2台まで）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1台につき1,500円を限度とする。

別表第2（第6条関係）

補助対象経費	補助金の額
機械式生ごみ処理機の購入費（1台まで）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30,000円を限度とする。
機械式生ごみ処理機の借上料（1台まで）	補助対象経費のうち月ごとの借上料に2分の1を乗じて得た額（100円未満を切り捨てる）の合計額とし、6,000円を限度とする。

様式第1号（第7条関係）

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

久喜市家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金の交付について、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請額の計算 別紙のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 生ごみ処理容器に係る見積書又は契約書の写し
 - (2) 生ごみ処理容器の種類がわかる仕様書等の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 遵守事項
 - (1) 自己の責任において生ごみ処理容器を設置し、適切な管理及び使用をすること。
 - (2) 生ごみ処理容器を他人に譲渡又は売却しないこと。

別紙

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金計算書

1 補助対象経費等について

補助対象経費の区分	単価 (借上料にあつては月額) (a)	(a) × 1/2 (b)	件数 (月数) (c)	合計 (b × c)
コンポスト容器の購入費	_____ 円	_____ 円	_____ 台	_____ 円(ア)
EM処理容器の購入費	_____ 円	_____ 円	_____ 台	_____ 円(イ)
機械式生ごみ処理機の購入費	_____ 円	_____ 円	_____ 台	_____ 円(ウ)
機械式生ごみ処理機の借上料	_____ 円	_____ 円	_____ か月	_____ 円(エ)

※ (b) の値は100円未満の端数を切り捨てること

2 申請額について

コンポスト容器の購入費	(c) × 2, 500円の額 _____ 円(オ)	(ア) と (オ) を比較し、いずれか少ない方の額 _____ 円(カ)
EM処理容器の購入費	(c) × 1, 500円の額 _____ 円(キ)	(イ) と (キ) を比較し、いずれか少ない方の額 _____ 円(ク)
機械式生ごみ処理機の購入費	30, 000円と(ウ)を比較し、いずれか少ない方の額 _____ 円(ケ)	
機械式生ごみ処理機の借上料	6, 000円と(エ)を比較し、いずれか少ない方の額 _____ 円(コ)	
合計額	上記(カ)、(ク)、(ケ)及び(コ)の合計額 _____ 円(補助金申請額)	

様式第2号（第9条関係）

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました久喜市家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助の対象 この補助金の対象経費は、年 月 日付けで提出のあった家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 3 交付の条件
 - (1) 自己の責任において生ごみ処理容器を設置し、適切な管理及び使用をすること。
 - (2) 生ごみ処理容器を他人に譲渡又は売却しないこと。

※ 交付条件を満たさないことが明らかになった場合には、久喜市補助金等の交付に関する規則第17条及び第18条の規定により交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

様式第3号（第9条関係）

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金不交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました久喜市家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金について、下記のとおり交付しないことに決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第10条関係）

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け久 第 号で交付決定のあった久喜市家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金について、下記のとおり、その内容を変更（中止・廃止）したいので久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 変更前 金 円
変更後 金 円
- 2 変更（中止・廃止）後の交付申請額の計算
別紙のとおり
- 3 変更（中止・廃止）の内容及び理由
- 4 添付書類
 - (1) 生ごみ処理容器に係る見積書又は契約書の写し
 - (2) 生ごみ処理容器の種類がわかる仕様書等の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 5 遵守事項
 - (1) 自己の責任において生ごみ処理容器を設置し、適切な管理及び使用をすること。
 - (2) 生ごみ処理容器を他人に譲渡又は売却しないこと。

別紙

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金計算書（変更後）

1 変更後の補助対象経費等について

補助対象経費の区分	単価 (借上料にあつては月額) (a)	(a) × 1/2 (b)	件数 (月数) (c)	合計 (b × c)
コンポスト容器の購入費	_____円	_____円	_____台	_____円(ア)
EM処理容器の購入費	_____円	_____円	_____台	_____円(イ)
機械式生ごみ処理機の購入費	_____円	_____円	_____台	_____円(ウ)
機械式生ごみ処理機の借上料	_____円	_____円	_____か月	_____円(エ)

※ (b) の値は100円未満の端数を切り捨てること

2 変更後の申請額について

コンポスト容器の購入費	(c) × 2, 500円の額 _____円(オ)	(ア) と (オ) を比較し、いずれか少ない方の額 _____円(カ)
EM処理容器の購入費	(c) × 1, 500円の額 _____円(キ)	(イ) と (キ) を比較し、いずれか少ない方の額 _____円(ク)
機械式生ごみ処理機の購入費	30, 000円と(ウ)を比較し、いずれか少ない方の額 _____円(ケ)	
機械式生ごみ処理機の借上料	6, 000円と(エ)を比較し、いずれか少ない方の額 _____円(コ)	
合計額	上記(カ)、(ク)、(ケ)及び(コ)の合計額 _____円(補助金申請額)	

様式第5号（第10条関係）

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金交付決定変更・取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました久喜市家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金の変更（中止・廃止）について、下記のとおり交付決定を変更した（取り消した）ので、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第3項の規定により通知します。

記

1 交付決定を変更します。

(1) 補助金交付決定額	変更前	金	円
	変更後	金	円

(2) 補助の対象 この補助金の対象経費は、年 月 日付けで提出のあった家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金変更（中止・廃止）申請書記載のとおりとする。

(3) 交付の条件

ア 自己の責任において生ごみ処理容器を設置し、適切な管理及び使用をすること。

イ 生ごみ処理容器を他人に譲渡又は売却しないこと。

※ 交付条件を満たさないことが明らかになった場合には、久喜市補助金等の交付に関する規則第17条及び第18条の規定により交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

2 交付決定を取り消します。

理由

様式第6号（第11条関係）

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け久 第 号で補助金の交付決定を受けた久喜市家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により下記のとおり実績報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 成果及び補助額の計算 別紙のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (2) 生ごみ処理容器を設置した状態が確認できる写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

別紙

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金実績額計算書

1 補助対象経費等について（実績額）

補助対象経費の区分	単価 (借上料にあつては月額) (a)	(a) × 1/2 (b)	件数 (月数) (c)	合計 (b × c)
コンポスト容器の購入費	_____円	_____円	_____台	_____円(ア)
EM処理容器の購入費	_____円	_____円	_____台	_____円(イ)
機械式生ごみ処理機の購入費	_____円	_____円	_____台	_____円(ウ)
機械式生ごみ処理機の借上料	_____円	_____円	_____か月	_____円(エ)

※ (b) の値は100円未満の端数を切り捨てること

2 補助金実績額について

コンポスト容器の購入費	(c) × 2, 500円の額 _____円(オ)	(ア) と (オ) を比較し、いずれか少ない方の額 _____円(カ)
EM処理容器の購入費	(c) × 1, 500円の額 _____円(キ)	(イ) と (キ) を比較し、いずれか少ない方の額 _____円(ク)
機械式生ごみ処理機の購入費	30, 000円と(ウ)を比較し、いずれか少ない方の額 _____円(ケ)	
機械式生ごみ処理機の借上料	6, 000円と(エ)を比較し、いずれか少ない方の額 _____円(コ)	
合計額	上記(カ)、(ク)、(ケ)及び(コ)の合計額 _____円(補助金実績額)	

様式第7号（第12条関係）

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金額確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告がありました久喜市家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金の額について、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額 金

円

様式第8号（第13条関係）

家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名 ㊟

年 月 日付け久 第 号で補助金の額の確定通知を受けた久喜市
家庭用生ごみ処理容器購入費等補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込口座

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協		支店 ※ゆうちょ銀行の場合は店番
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			